

実証類型番号:11

センサー、カメラ等を活用した施設等の管理・監督業務の実証

1. 実証の目的

鉱山での作業時等では、施設・設備や作業の監督者が現場に専任で監督業務にあたることが求められている。

本実証では、施設・設備や作業を管理・監督する者が現場で行う業務について、デジタル技術を活用することにより、実効性・安全性を確保しつつ、遠隔での業務を実施可能とするモデルを構築することで、業務の合理化・効率化や、働き方の選択肢の拡大等を図ることを目的とする。

2. 実証の内容

本実証で対象とする業務(法令)及び実証の内容は、次のとおりである。

なお、提案者は、「2.1 実証の対象となる業務(法令)」と「2.2 実証の内容」全てに対応する提案のほか、その一部分のみを対象とする提案も可能である。

2.1 実証の対象となる業務(法令)

(1) 鉱山保安法第 26 条第 1 項に基づく鉱山における作業監督業務(経済産業省)

2.2 実証の内容

(1) 作業監督者が鉱山施設の現場で行っている作業状況の監視、安全管理、打合せ等の監督業務について、センサー、カメラ、オンラインコミュニケーションツール等の技術を活用した遠隔での実施について実証を行う。

3. 実証の前提条件及び技術に必要な機能等

- (1) 監督業務を実施する機関において導入可能な、汎用性の高い技術であること。
- (2) 電波環境の悪い場所も想定して、電波増幅に係る技術、オフライン環境下でも利用可能な技術を活用する等、電波環境に関する必要な措置を講じること。
- (3) 遠隔で業務を行う場合でも、作業監督者は鉱山敷地内又は鉱山敷地付近に位置する事業所内に滞在することを想定すること。
- (4) 現場で監督業務を行う場合と同等以上の実効性・安全性を有すること。
- (5) 実証対象となる監督業務については、別添資料1を参考とすること。
- (6) センサーやカメラ等を活用する場合、監督対象の作業内容に応じて必要な解像度や情報の種類が異なることが想定されるが、その場合一部の作業にのみ対応可能な技術の提案であってもよい。なお、そのような提案となる場合、どの作業に対応可能であることを提案段階で明らかにすること。
- (7) 石炭及び石油天然ガス鉱山において、使用することを想定する場合は、通常の使用状態において爆発の着火源とならない構造であること。

4. 実証の実施場所

実証場所は、特に制限しない。提案者が提案すること。ただし、採択決定後に所管府省庁との協議により決定する。

5. 予算上限及び採択予定件数

- (1) 「2.実証の内容」全てに対応した場合の予算上限(目安):110 百万円程度
- (2) 採択予定件数:上記(1)の予算上限の範囲内で数件程度

6. 契約納期(成果物の提出期限)

令和 6 年 1 月 31 日

具体の成果物については、公募要領「3.契約の要件(4)成果物の納入」参照。

7. 提案書等について

(ア) 募集期間

令和 5 年 7 月 14 日(金)～令和 5 年 8 月 4 日(金) 17:00

- (イ) 提案者は、公募要領「4.応募手続き 4.1 応募手続き」に定める応募書類を、定める方法で提出すること。

8. 公募説明会

(1) 公募説明会

令和 5 年 7 月 24 日(月) 15:00～

(2) 公募説明会の開催方法

公募説明会は、オンライン(Teams を予定)で開催する。公募説明会への参加は任意(公募説明会に参加せず提案書を提出しても差し支えない)とする。

(3) 公募説明会への申し込み方法

公募説明会への申し込みは、公募公示サイトの公募申し込みフォームより必要事項を記入して申し込むこと。申し込みが完了すると、登録したメールアドレスに公募説明会 URL 情報等を返信する。

9. 公募に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ受付期限

令和 5 年 8 月 3 日(木) 17:00

(2) 問い合わせメールアドレス

tm-inquiry@ml.mri.co.jp

公募に関する問い合わせはメールでのみ受け付ける。

以上